

四日市市告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の28第1項及び細則第22条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年5月10日

四日市市長 森 智広

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
有限会社フォーエバーライフ  
三重県四日市市茂福町1-21
- 2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地  
相談支援事業所フォーエバーライフ  
三重県四日市市茂福町1-21
- 3 指定等の年月日  
平成29年5月1日
- 4 事業の主たる対象者  
指定無し
- 5 事業所番号  
障害児相談支援事業所 2470200409

（こども未来部 こども発達支援課）